

## 山梨県総合計画審議会第1回安心安全部会 会議録

1 日 時 平成25年12月16日(月) 午後2時~4時

2 場 所 ホテル談露館「アンバー」

### 3 出席者

・ 委 員 (50音順、敬称略)

芦澤 敏久 雨宮 多丸 井出 公一 小澤 建雄 岸本 千恵 窪田 治雄  
栗原 早苗 鷺見 よしみ 竹内 正直 戸田 知 中沢 茂美 畠山 義子  
幡野 仁 廣瀬 貴美子 藤巻 秀子 安留 紀久子

・ 県 側

知事政策局長 企画県民部長 福祉保健部長 総務部防災危機管理監  
県土整備部技監 警察本部生活安全部長  
(事務局：知事政策局) 政策参事 政策主幹

4 傍聴者等の数 1名

### 5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 部会長あいさつ
- (3) 知事政策局長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

### 6 会議に付した議題(すべて公開)

- (1) 平成24年度第二期チャレンジ山梨行動計画の実施状況報告について
- (2) その他

### 7 議事の概要

- (1) 議題(1)について、資料により事務局から説明し、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

2009年にスタートした障害者の制度改革は、障害者基本法の成立をはじめとして、今年6月の差別解消法の成立を経て、ほぼ予定どおり作業工程は終了したことになっているが、P76の障害者の自立と社会参加の一層の促進の中に、幸住条例の見直しについて記載がある。国の法制度が整った上は、幸住条例の見直し作業にできるだけ早い機会に着手してもらいたい。報告書には、関係者と協議を行ったと記載されているが、この作業にいつを目途に手を付けて、どの程度の期間を考えているのか。

また、既に発災時の災害弱者について、名簿の整備がかなり進捗していると思うが、伝えられるところでは、この整備が進められている中で、提出済の市町村の中の名簿を見ると、残念ながら要支援者の自主的な申告、記載が1～2割に滞っているとの報告を受けた。本県においてどの程度の整備ができているのか、市町村としてどのような状況になっているのか、その辺を聞かせてもらいたい。

(福祉保健部長)

障害者幸住条例の様々な定義や内容などの部分で、昨今の色々な法改正で一部合わなくなってきているのは、委員ご指摘のとおりであり、それを受け、障害者幸住条例の見直しが必要だと考えている。ただ残念ながら、例えば差別解消法については、理念的な内容は書かれているが、具体的に地方公共団体等で何をすべきかということについては、政令等で規定されることとなっている。そういった政令等が現時点では、まだ明らかになっていないということもある。加えて、ストレートに影響するかどうか微妙だが、各種社会保障制度の改革も議論され、見直しの必要性は十分痛感しているが、今申し上げた政令の状況や社会保障制度の今後の動向などを、もう少し見極めた上でやらなければならないと考えている。決して見直しをしないと、あきらめたということではなく、理念のところとか、地方公共団体の責務のところなどが、どのように政令に書かれるのか、それを踏まえた上でしっかりとした条例の見直しを行っていききたい。

(防災危機管理監)

平成18年に国の方で災害時要支援者の避難支援ガイドラインというものが示され、各市町村が全体計画として避難支援プランを作成しろということになっている。これについては、県の方も応援しており、昨年度末までに全市町村が策定している。

また、本年6月に災害対策基本法が改正され、災害が起きた時に一人では避難できない、そして、避難について支援が必要な避難行動要支援者について、名簿の作成を市町村に義務付け、関係者に共有するということになっている。義務付けとして法改正がなされたため、県としても各市町村の方で作成について取り組みを進めるようにお願いしているところである。ただ、これについては、作成した名簿は、まず市町村内の関係者で共有すること、そして提供する方々をどうするかを地域防災計画の中で位置付けることになっている。つまり法改正の中では消防や警察、民生委員、市町村の社会福祉協議会、自主防災組織などに提供すると、この中から選ぶということで法律ができている。

要援護者については、名簿で把握してはいるが、個人情報保護の観点から、避難行動要援護者の一人ひとりから同意を得た上で、避難支援等関係者に同意を得た分の名簿をお渡しするというシステムになる。ただし、災害が発生した場合や、発生しそうだという場合には、避難支援に必要な範囲でお渡しすることとなる。今の状況で把握しているのは、市町村の単位で民生委員などが活用できるように提供しているのは、全体の2～3割程度ではないかと思う。今後は、要援護者の方々から同意を得た上で割合を上げて、法律で指定された民生委員や消防、警察に名簿をお渡しできるような体制を作っていきたいと考えている。

(委員)

P75の「地域包括ケアシステムの構築」について、「地域全体で介護を支える体制

づくりへの支援」とあるが、「介護」という言葉だと狭い気がする。できれば「生活」という言葉に変えられるのであれば、変えていただいた方が今後の事業に広がりが出るのではないかと思う。そういうことを踏まえた上で、今後の地域包括ケアシステムでは、平成27年度の権限移譲が大きなテーマになっているのだと思う。そうなってくると報告書そのものも、もう少し横断的な内容が盛り込まれて、これから先の計画を作る上でも、互助の関係となると、NPOやボランティアの人達など、そういったところとリンクしていくと、様々なことがたくさん盛り込まれてくるという印象を受けたので、先の話ではあるが、そういう工夫ができるのであればと思う。

(委員)

介護とか医療とか看護とかを分けておいていただかないと、生活一般にしてしまうと、私たちの日常の地域社会生活では、地域に住んでいる全ての方々が、介在するということになる。それぞれの日常生活を営む中で、「生活」という言葉にまで広げると、それぞれの支援団体は、例えば庭の草を刈ってくれとか、生活支援において、今まで介護保険法の何年かの中で、支援が必要なことと必要でないことを、分けることが難しい中で何とか分けてきた。そして経済的支援を受けなくても、生活そのものが自立できる方々は、やはり自助のもとで生きてきた。そういうことが介護保険法の基であり、医療法の基であったと思う。「生活」という言葉まで広げてしまうと、支援する立場の方々はどこまで個人の生活の中に、要望があったらどこまで受託していくのか、こういう問題が発生するのではないかと考える。

そして災害時要援護者についても同じようなことが考えられる。支援を必要とする人は自分から社会に対して、私もこういう状況下にあるので、地域社会の皆さんにも支援をお願いしたい、或いは支援をしていただける団体に対しても、私がこうであったら支援をお願いしたいという、個人的なPRを社会に対して行っていただかないとならない。全ての人が日常生活の中で黙っていても、社会が全て援助してくれると誤解してしまったとしたならば、とても私たちの日常生活は成り立つものではない。支援者が成り立たないと思う。「生活」という言葉に置き換えるのは悪いことではないが、支援者それぞれが公的な支援活動という、枠の中で支援に経済活動がついて回っているので、どれだけの経済活動をもっている方が支援に携わるのかという疑問が発生してくるのではないかと、その辺を一つ一つ検討していただければと思う。

(委員)

障害者に関して、P73の数値目標を見て、一番トップで就労のところが達成できたということでうれしく思っている。多分、これまで、このようなことがなかったのだから、なかなか障害者の人達が社会に出る機会がなかった。うれしいと同時に、今までの私達の活動で障害者を外に出すというところが、少なかつたのかなと反省しながらこの数字を見ている。県版障害者ジョブコーチができたこと、就業支援センターがあること、障害者就業・生活支援センターができたこと、こういうことで障害者の人達が家にこもらないで、外に出るという橋渡しができたと思っている。障害者の人達は、私を助けてとか、私を働かせてとか、自分から発することがなかなかできないので、この就職率などを見て、橋渡しになる人がいたからできたのではないかと思っている。就労については、法定雇用率が2%になったこともあり、この数字を上回るようなことを是非お願いした

いと同時に、なかなか発することのできない要援護者、障害者を、何らかの形で援護する橋渡しの施策が必要だと思う。

(福祉保健部長)

地域包括ケアに関してであるが、二つの側面があり、「介護」という限定的な言葉を使うことによって、ただそれだけやれば良いのかという誤解を生じる可能性もあるし、それを「生活」という言葉に置き換えると、どこからどこまで誰がどういう風にやるのか、かえって分からなくなるという側面もある。好むと好まざるとにかかわらず、国の社会保障制度改革国民会議や、その後のプログラム法案の中身を見ると、医療にしても、介護にしても、これからは地域のことは地域でやる、地域が自ら考えて自らやるということになっている。果たしてそれができるかどうかという、確かに難しいところがあるが、全体の流れがそうであるならば、それに対応するように考えていかなければならないと考えている。そういう時に、いわゆる、どういう項目、分野にメニューを用意し、そこは誰が担当するのか、どこに行けば、その分野は誰が担当しているのかを明らかにしてくれるのか、ということを含めて、これから、様々な仕組みを作っていかなければならないと思っている。その際、申し訳ないが、黙っていれば、公がいかがですかと訪問して来るということも、ある意味、理想かもしれないが、これからの人的、財政的な状況からすると、なかなか難しい側面もある。特定の分野に限らず、地域でお年寄り、障害をもっている方が暮らしていくのに、こういうサービスが必要だということをはっきりと区分けしておく必要があるし、そこで手を上げていただいたら、その後の仕組みがうまく動くような周知も必要だろうと考えている。そういう面で、委員から御示唆をいただいて、非常に素晴らしい内容だと思うので、より一層、検討を深め、次の計画をどのように作るかということに、生かして参りたい。

また、障害者の社会参加については、いわゆる障害を持つ方でも能力、適正に応じて、働く喜び、それによって収入を得る喜びというのは、非常に大事なことだと思っている。職業訓練的なものも必要であり、受け入れる側の意識改革も更に進めていくことも必要であり、何よりも意欲を持っている障害者の方を、ジョブコーチをはじめ系統的に支えていくことも重要だと考えているので、なお一層、力を尽くしていきたい。

(委員)

P 95 の地域防災リーダーの養成について、地域の中で参加された 370 名の方々が、今後、どのように生かされていくのか、自主防災組織や自主ボランティアなど、地域で様々な活動をされている方々がいらっしゃるが、こうした人達と地域防災リーダーの人達が連携をする中で、より地域の人達の防災意識を高めていくことが必要ではないかと思う。養成するだけでなく、その後の連携、協働、活動が一番大切ではないかと思う。

(委員)

山梨県は大きな災害が起きていないが、ボランティアの人達に活躍していただくためには、集会などの機会に実際の声を通してやっていただくことが大切だと思っている。

また、災害というものは防ぐことはできないが、日常的に訓練をすることによって、最小限の被害に食い止めることができる。取り組みを進めることにより、防災意識が高まってくると思うので、山梨県の防災については、災害から県民の生命・財産を守るた

め、がんばってもらいたいと思う。

(防災危機管理監)

地域防災力を強化するためには、一つは、自らが備える自助が、まず第一にある。続いて、地域防災組織など地域住民の皆さんが協力して助け合う共助があり、そして、行政がそれをバックアップしていく公助があると言われている。そうした中で、県としては、地域防災出前講座、地域防災リーダー養成というのは、地域の共助を主体的に担う自主防災組織を育成する観点から、非常に重要な取り組みだと考えている。地域防災出前講座は、平成24年度は減っているが、これは平成23年度に東日本大震災の関係で集中的に実施したため減っているが、今年は増えている。これは、出前講座の実施の中で、地図や航空写真を使って、自分の集落から、どうやって逃げたらいいのか、支援が必要な人がいたらどうすべきか、隣の家が火事だったらどうすべきか、というようなことを実践的に指導する講座に切り替えている。こうしたことによって、地域の人達が、自分で地域を守るという取り組みをやっていただいている。地域防災リーダーの養成については、県民センター等で講座をやっているが、加えて、防災士を養成する講座というものを今年度から始めている。防災士の養成というのは、地域のこうした活動、防災訓練をやる時の指導者となる、地域の皆さんにお話をするのも、県が出かけて行くだけでなく、指導者として説明できる方々を養成するための講座を始めている。そういった地域住民が協力して助け合う共助を強く進めていただくような取り組みを進めている。

(委員)

P81の「富士・東部地域への歯科救急拠点の整備」ということで、今年の4月から、富士・東部口腔保健センターというものを整備していただいた。おかげさまで、地域格差が解消されたものと考えている。今までは、甲府に口腔保健センターがあり、休日・祝祭日の昼間に患者さんがそちらの方においでになっていた。県下に一つしかなかったもので、郡内の患者さんは非常に苦労されて、こちらの方においでになっていた。おかげさまで、私達も、順番で診させていただいているが、大変、患者さん達にも満足していただいている。その他に障害児や障害者の治療、摂食障害の指導なども行っているが、これから先、皆さんの援助をいただきながら、更に充実させていきたい。

(委員)

報告書の概要や執行率から、大変、がんばっていただいている、ありがたく思っている。ただ、山梨県は、高齢化率が高いため、これだけの素晴らしいことをどのように浸透させていくかということについて、若い人達は、インターネットなどあらゆる手段を使って情報を入手することができるが、そういうものを使えない高齢者が簡単に利用できるような方法を考えていただいて、県をはじめとして各市町村などがPRの仕方や、高齢者等に使いやすくなるよう考えていただければ良いと思う。在宅医療など、近年、大変使いやすくなっているが、まだまだ、知らない方々が多いということが私達の耳にも入っているので、何かPRの仕方をお願いしたい。

(委員)

P102の中学生、高校生及び大学生を対象とした「命の大切さ」を学ぶ授業の実施をされていると伺ったが、どのような形でなされているのか。愛育会では、命の授業というものを展開しているのでお伺いしたい。

(生活安全部長)

警察本部で実施しているこの事業は、中学生や高校生、大学生に対し、犯罪被害を受けた方々や、子どもを亡くされた方々が、痛み、体験談の話をして、高校生などの子ども達が、命は大切なんだという学びをする取り組みになる。犯罪被害者が交通事故で、例えば子どもさんを亡くされたとか、急な事件・事故に遭って子どもさんを亡くされた方、そういった体験をした方の手記や講義などを、そういう方々が学校に行って、命の大切さを学ばせるような授業をしている。それは、犯罪被害を防ぐという意味で行うもので、命の大切さを学ぶ授業という形で取り組んでいる。

(委員)

福祉分野の活動においては、県社協や地域の市町村社協、様々な団体など、全てのものが連携を取らなければならないのではないかと。何か、バラバラになっているのかなあという感じがする。誰がどのようにリーダーシップを取るのか、まとめるのかということになれば、社会福祉協議会の役目もあるかもしれないし、県の方でまとめ役の力を発揮していただかなければならないこともある。そして、皆さんにご協力いただいている中、ボランティアなどの方々に仕事をお願いするという活動をしているので、そういうことを、多くの方々に知っていただくという努力をしていかなばと考えている。

(福祉保健部長)

情報を仕入れるのに、若い人はインターネットやホームページを見たりして、それで良いが、高齢者はそこまでの情報収集手段を持ち合わせていないというお話はそのとおりだと考える。県では様々な分野において施策を展開しているが、どうしても何か分からないことがあれば、市町村の窓口へどうぞとか、福祉事務所へどうぞとか、社会福祉協議会の窓口にご相談してくださいとか、そういう言い方をしてしまいがちであるが、どういった方法で高齢者の方々をはじめ県民の皆様へ、どこで何をどのように情報提供し、伝えていくのか、非常に難しく、また、当然考えなければならない問題だと思っている。先程、在宅医療の話が出たが、例えば、市町村の地域包括支援センターとか、そういう所でも情報を提供しなければならないだろうし、さまざまな場面があると考えられる。少し整理をさせていただいて、どういった方法が一番良いのか、むしろどこへ行っても同じような情報が提供できるような体制を考えていった方が良いのかと考えているが、そのためには、例えば統一的なパンフレットを作成することが効果的なのか、少し研究させていただきたいと考えている。

併せて、福祉とか、介護の分野では、そういう情報提供が非常に大切だが、それ以前に、そういうことに携わっている方、機関をどうやって確保していくのか、そのところが非常に大きな問題であり、その確保ができなければ、情報提供というところには、なかなか繋がらないと思っている。

(委員)

P102の「サイバーパトロールの強化」について、今、向精神薬、麻薬、覚醒剤、脱法ドラッグ等、相当何でもありで、インターネットで売られているが、山梨県で専門のサイバーパトロールモニターは2人で累計28人ということだが、これは、インターネットで、全国的に警察庁や専門家がたくさんいるのだろうと思うが、山梨県においても、今後、増員をしていく考えがあるのか。

(生活安全部長)

サイバーパトロールモニターは、民間の方で、ボランティアとしてやっていただける、チェックしていただける方を委嘱しているものである。ただ、違法情報、有害情報など、様々な情報が飛び交っているが、そういう所は県警の担当があり、サイバー対策担当が数は少ないが、そういう有害情報的なものを見ているところもある。

また、警察庁の方から委託したインターネットホットラインセンターというものがある。そこは、いわば全国のサイバー空間のチェック役と言えるもので、ここで有害情報を見て、そういった有害情報が県の方に下りてくる。そういう仕組みで犯罪の抑止や、犯罪の取り締まりを行っている。県警もインターネットホットラインセンターから情報を得たり、民間とも連携を取っている。ネット社会というのは、全部が見きれないという状態であり、例えば、フェイスブックとか、様々な情報がたくさん、あちこちに散乱している状況であり、色々な所が警察と連携して、抑止対策を図り、取り締まりを行っている。

(委員)

P102に講習会に参加した自主防犯ボランティアが182団体とあるが、各地で防犯団体を作っても、山梨県全体としての繋がりが見えてこない。ただ作れば良いという形でなく、これらの防犯団体をまとめて、どのようにして安心・安全な町づくりをしていくのか、そういう計画があるのかを伺いたい。

(生活安全部長)

- ・現在、327団体、約2万5,000人の方々が参加し、自主防犯ボランティア団体として設立されている。これが始まったのは、比較的早く、平成17年頃からでき上がってきたが、この対策については、各地域のボランティアの協会を作り、県の位置付けが連合、警察署ごとに支部という形で、役員さん方が1年に1回、県の県民生活・男女共同参画課と連携をして、この12月は、かいてらすの方で合同研修会を実施した。内容については、今後、防犯ボランティアをどのような形でやっていくのか、また、防犯ボランティアの方が難しい点、困った点を克服するためにどうすべきか、という点について研修を行った。警察署ごとの防犯ボランティアが増えてはいるが、全国的に見ると山梨の防犯ボランティアは少ないという状況であり、行動計画に基づき、平成26年度までに増やしていこうということで、山梨県と同じ位の規模の平均である約40団体に増やすことを目標に取り組んでいる。今後、問題となっていくことは、段々と高齢化してきて、年齢が上がってきたということで、若い方に入ってもらった方が良いという意見も寄せられており、警察署の方でも、大学生などに入ってもらおうような活動を行ってい

るところである。

(委員)

県民の安心・安全な生活を守るということで、施策が細かく実施され、その結果が発表されて聞き入るばかりである。このように結果が検証されていく中で、より良い成果が上がってくるのではないかと期待している。県民の安心・安全を考えた時に、今、問題となっている、例えば、今あるトンネルの検証とか、橋の検証であるとか、そういったものに対して、県民が怖いと感じている。また、視点は異なるが、ストーカーの問題などもある。そういった問題に対して、県も対策を取っていると思うが、更に、そういった社会の情勢に合わせて、対策を強化していく動きがあるのか。

(県土整備部技監)

現在、橋梁は、県が管理しているものが1,798橋ある。これについて、点検等の実施を、順次行っている。また、トンネルについては130カ所ある。この点検も、全て今年度中にしていこうと取り組んでいる。標識や照明等が最近話題になっているが、その約8,700カ所を県で管理している。そういったものの点検を早期にできるように取り組んでいるところである。橋梁については、耐震化を進めているということと併せて、長く持たせるための長寿命化対策を進めている。現在、耐震化については、平成24年度末で65%、これは緊急輸送道路という災害時に、まず第一に確保しなければならない道路を中心に498橋の耐震補強等を進めている。いずれにしても、長寿命化計画と併せて、耐震化を進めていく。橋梁、トンネル、道路の附属物、そういうものについて、鋭意、耐震化等を進めていくということ取り組みを進めている状況である。

(生活安全部長)

ストーカーを含め刑法犯認知件数というものがあり、これは犯罪の発生件数と理解していただきたいと思うが、平成14年に約1万5,000件に、山梨県全体で認知件数は増えたが、毎年対策を取り減少させる中、平成24年は7,934件と、約半数に認知件数を減らしてきた。しかしながら、高齢者を狙った振り込め詐欺など、様々な犯罪があり、ストーカーも大きな問題となっている。これについては、警察の方としても、先般、生活安全部門がストーカーの相談対応をしているが、刑事部門と連携を取って、早期に解決しなさいという通達があり、来年の春にはプロジェクトチームを立ち上げるよう検討を行っている。

(2) その他

事務局から今後の審議日程について説明し、了承を得た。

8 追加意見

部会后、提出された意見は次のとおり。

(委員)

- ・事業の成果として示された数値の妥当性の検証と残された課題を明確にすべき。
- ・認知症サポーターや地域防災リーダーなどの養成だけでなく、今後の展開も検討し



ていくべき。

- ・新しい社会問題に対応するため、柔軟に新しい事業を取り入れるべき。
- ・山梨県がどういう方向に向かっていこうとしているのか、見えてこない。山梨の良さを実感して、良さを失わない方向を目指して欲しい。
- ・山梨県は小都市を目指すのではなく、自然豊かに感じる田園都市として景観を整えて欲しい。
- ・環境汚染に繋がる工業誘致は控え、健康に留意した食材や食品づくりに重点をおくなど、健康を重視し、健康に貢献できる環境は、これからは贅沢な環境となっていく。
- ・山梨県は、自然に囲まれた心豊かに暮らせるところであって欲しい。
- ・元気なシニア層の活用を考えるべき。例えば、シニア層の縦割りでの活動を、シニア層の集まりに集約して組織立てを行い、老朽化した橋やトンネルの住民目線でのパトロール、認知症の方への支援、一人暮らしの見回り・支援、配食弁当ボランティアなどの活動を行ってもらおうなど。
- ・自治会の結束力の低下も問題視されている。地域に住む者として、「どう連携し助け合っていくのか」の育成を考えなくてはならない。このため、定年退職した方々に、小学校の入学と同じような感覚で集まることができる集団を作り、利害関係のない人のリーダーシップで何らかの行動を起こさせる場所があったらよいと思う。
- ・心豊かに暮らせる山梨で、健康寿命をさらに伸ばすような、健康づくりが望まれる。例えば、お年寄りへも配慮した公園の整備などが必要ではないか。
- ・武田神社の周辺に憩える場所がない。神社北側の自然豊かな場所を少し開拓して、集い、休憩できる場所があったら良いと思う。
- ・県内のお年寄りの観光向けのコースを開拓しても良いのではないかと思う。企業が行う営利目的で採算が取れないとすぐに打ち切られることのないよう、これらの企画・実施は県の観光部が実施する。
- ・高齢化社会を念頭に、お年寄りが山梨で老後を過ごせて幸せが感じられる社会作りが重要である。健康なお年寄りにしても、介護が必要なお年寄りにもそう感じられる社会づくりに努力していきたい。